

会計年度任用職員募集要項

任用根拠	会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項）
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
職 種	準スクールカウンセラー
採用予定人数	宇和島東高等学校 1 名 宇和島東高等学校津島分校 1 名
従事すべき業務の内容	勤務校において、教職員及び児童生徒の教育活動を支援するための業務。具体的には主として、次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒へのカウンセリング ・生徒の悩み相談・話し相手 ・教職員及び保護者への助言・援助 ・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 ・その他生徒のカウンセリング等に関し、各学校において適当と認められるもの
応募資格	次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、準カウンセラーの業務に支障がないこと。
勤務日及び勤務時間	年間 34 日勤務 1 日 4 時間程度とし、勤務時間については校長が割り振る。
休 暇	愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日
報 酬 等	<ul style="list-style-type: none"> ・報 酬：日額 11,200 円 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき支給
退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。
退職手当	退職手当の支給はありません。
服 務	任期中、以下の義務を負います。 <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条）
その他	・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年年法律第 50 号）の規定により補償する。

○ 応募手続

愛媛県立宇和島東高等学校 事務室 担当：内山
「会計年度任用職員の採用について」とお伝えください。
電話番号：0895-22-0261 ファックス：0895-24-0495

○ 公募期間

令和 7 年 3 月 17 日～令和 7 年 3 月 31 日まで

※ただし、採用候補者が決定した場合は、公募期間中でも募集を締め切ります。

対応時間 8：30～16：30